

○奈良県警察航空隊の運営等に関する訓令の運用について

(平成10年12月 1 日例規第44号)

[沿革] 平成12年12月例規第59号、13年4月第17号、令和4年3月第6号改正

奈良県警察航空隊の運営等に関する訓令（平成10年12月奈良県警察本部訓令第19号。以下「訓令」という。）の運用については、下記により行うこととしたので、誤りのないようにされたい。

なお、奈良県警察航空機使用管理に関する訓令の制定について（昭和63年2月例規第12号）は、廃止する。

記

第1 総則（第1章関係）

1 趣旨（第1条関係）

- (1) 「警察用航空機」とは、航空隊に配備された航空機をいい、一時的に借り上げた航空機は含まない。
- (2) 「整備等」には、航空機に係る物品管理も含まれる。

2 準拠（第2条関係）

航空関係法令の主なものは次のとおりである。

- (1) 航空法（昭和27年法律第231号）
- (2) 航空法施行令（昭和27年政令第421号）
- (3) 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）
- (4) 航空機登録令（昭和28年政令第296号）
- (5) 航空機登録規則（昭和28年運輸省令第50号）

3 定義（第3条関係）

- (1) 第1号に規定する「航空業務」については、航空法において用いられている「航空業務」よりも広い概念であり、無線通信の運用に関する業務も含まれる。
- (2) 第2号に規定する「附属品」とはエンジン吸気口カバー、救難用信号弾等を、「部品」とはベアリング、ナット等を、「整備工具」とはジャッキ、エンジンスタンド等を、「その他の航空機の整備に必要な物品」とは、航空用電源車、整備用作業台等をいう。
- (3) 第5号に規定する「その他航空機に係る事故」とは、オーバーラン等をいう。

第2 任務、体制等（第2章関係）

1 任務（第5条関係）

航空隊は、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら及び山岳、河川

等における遭難者の捜索救助活動、他の警察部門からの航空機の出動要請に応じて、これを支援するため、航空機を運用することを任務とする。ここでいう「運用」とは、各警察部門からの航空機の出動要請や航空隊の本来業務である災害その他の場合における警備実施、警ら、捜索救助といった航空機に対する諸需要を調整し、航空機を統合的に働かせ、用いることをいう。したがって、他の警察部門の要請に応じて航空機を運航する場合であっても、機長等は、当該他部門の指示を受け、従属的に業務を行うのではなく、あくまで航空隊による航空機の統合的な運用事務の一環として主体的に航空機を運航することとなる。

2 活動区分（第6条関係）

第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた空域又は路線」は、航空隊長が地域課長の意見を聞いた上で警備課長の承認を得て、複数の空域又は路線を定めるものとする。

3 安全担当者（第9条関係）

- (1) 安全担当者が航空従事者でなければならないのは、その業務を遂行するためには航空従事者としての知識が必須であることによる。
- (2) 「航空機を安全に運航するために必要な情報」とは、出発地、目的地及び計画された飛行経路における気象状況に関する情報及び航空法第99条の規定により国土交通大臣が提供する情報のほか、航空隊に配備されている航空機と同型機の事故又は故障に関する情報等を含む。

第3 運用（第3章関係）

1 機長（第12条関係）

「航空機を操縦する資格を有する者」とは、航空法第24条に規定する「事業用操縦士」又は「定期運送用操縦士」の資格技能証明を有し、かつ、当該飛行経路における操縦経験その他運航の目的を遂行し得る技能を有する者をいう。

2 飛行計画の承認等（第13条関係）

- (1) 第2項の「出発」とは、航空機を運航させる目的で移動すること（例えば、格納庫から航空機を搬出すること。）をいう。したがって、機長は、航空機の「離陸」の前の段階で運航責任者の承認を得なければならない。
- (2) 機長は、航空機を出発させる際には、航空法施行規則第164条の14の規定に基づき、次に掲げる事項について確認し、航空機の運航の安全を図るよう努めなければならない。

ア 航空機及びこれに装備すべきものの整備状況

イ 離陸重量、着陸重量、重心位置及び重量分布

ウ 航空法第99条の規定により国土交通大臣が提供する航空情報

エ 航空機の運航に必要な気象情報

オ 燃料及び滑油の搭載量並びにその品質

カ 積載物の安全性

- (3) 航空隊長は、あらかじめ航空従事者の中から運航責任者の代行者を指定し、運航責任者が不在のときに、第12条並びに第13条第1項及び第2項に規定する運航責任者の業務を代行させることができるものとする。この場合において、当該代行者は、警察官であるか否かを問わない。

3 臨時発着場の指定（第15条関係）

- (1) 警備課長は、臨時発着場の審査に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 周囲の地形及び地物について十分考慮すること。

イ おおむね一の警察署の管轄区域内に1以上の場所を県下全域にバランスよく確保すること。

ウ 航空機の通常の飛行経路等を勘案し、緊急事態発生時に利用できる場所を確保すること。

- (2) 第2項に規定する「廃止し、又は新たに指定を受ける必要があると認めるとき」とは、おおむね次のような場合をいう。

ア 指定されていた臨時発着場が周囲の状況等の変化、例えば、高層建物の建設等により臨時発着場として不適當となった場合

イ 新たな臨時発着場の指定を受けたことにより、従来の臨時発着場を使用する必要がなくなった場合

ウ 警察活動を行う上で、従来指定を受けている臨時発着場に加えて更に新たな臨時発着場を必要とする場合

- (3) 臨時発着場（候補地）調査表には、次の書類を添付するものとする。

ア 指定を受けようとする土地の中央部から八方を撮影した写真（8枚）

イ 土地所有者又は管理者の土地使用承諾書

ウ 指定を受けようとする土地の周辺の地図（縮尺5万分の1の地図）に当該土地の位置を明示したもの。

4 使用手続（第16条関係）

- (1) 申請の窓口と処理方法

ア 航空機使用（搭乗）承認申請書（甲）の提出先は、警備部警備課実施係（以下「実施係」という。）とする。

イ 実施係は、申請書の提出があったときは、運航責任者と協議を行った後、申

請書に使用の可否についての意見を付して本部長の決裁を受けるものとする。

ウ 警察庁及び他の都道府県警察の職員を搭乗させる場合の手続については、本条の規定を準用するものとする。

(2) 申請期日等

ア 航空機の使用申請を行う場合の期日を使用の10日前までとしたのは、航空機の運航についての調整を図るためのものである。また、運航の態様が第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、国土交通大臣の許可又は届出等を必要とすることから、これらの手続に必要な時間を勘案して1か月としたものである。ただし、航空機の運航目的が航空法第81条の2に規定する「事故遭難者の捜索又は救助」の場合は、国土交通大臣の許可又は届出は要しない。

イ 第1項第2号に規定する「低空飛行」には、次に掲げるものが含まれる。

(ア) 人又は物をつり上げ、若しくはつり下げる場合

(イ) 機外つり下げ輸送をする場合

(3) 緊急時の要請手続

所属長は、突発事案等の発生に際し、緊急に航空機の運航を必要とする場合において、第3項の規定により承認を受けようとするときは、事案の概要、使用目的、搭乗者、搭乗地、飛行区域又は飛行経路、目的地、携行品、現地の気象状況等航空機の飛行及び離着陸の可否を判断するのに必要な事項を併せて報告するものとする。

5 部外からの使用申請の取扱い（第17条関係）

(1) 部外からの航空機使用又は搭乗の申請に対しては、当該申請が警察活動に準じるものであり、他に代替性がなく、かつ、真に必要と認める場合に限り応ずるものとする。

(2) 第2項に規定する「申請の目的に係る業務に関連する所属長」とは、県関係の業務に関しては警察本部の所属長が、市町村関係の業務に関しては警察署長がそれぞれ経由機関となることが考えられる。

(3) 経由機関となる所属長は、誓約書の提出について、その趣旨を事前に申請者に説明し、その了解を得ておくものとする。

6 運航承認（第18条関係）

実施係は、航空機の使用又は搭乗について本部長の決裁を受けたときは、その可否を申請者に口頭又は電話により回答するものとする。この場合において、当該承認が第17条第1項の申請に係るものであるときは、航空機使用（搭乗）承認書を作成し、申請者に交付するとともに、その写しを航空隊長に送付するものとする。

7 搭乗者の遵守事項（第20条関係）

「航空機搭乗者心得」は、別表のとおりとする。

第4 安全管理（第4章関係）

1 特殊な飛行の制限（第23条関係）

「夜間」とは、日没から日の出までの間をいう。

2 防護計画（第25条関係）

防護計画は、次に掲げる事項に留意し、策定するものとする。

- (1) 航空基地に対する侵入者の警戒及び監視
- (2) 火炎びん、火薬等による放火、破壊等の防止
- (3) 車両、通信資機材、装備資機材等の防護

3 臨時発着場の安全措置（第26条関係）

第1項に規定する「必要な措置」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 関係者以外の立入りを禁止すること。
- (2) 風向、風速等を上空から確認できるように、吹き流し等を立てること。
- (3) 着陸地点を明らかにするため、石灰等を用いて幅約10センチメートルの線で直径5メートル以上の円及び当該円の内側に「H」の標示をすること。ただし、積雪があるときは、着陸地点となる場所を中心に直径約20メートル以上の範囲を円形に踏み固め、同地点の周囲4か所以上に赤色着色剤等による標示をすること。
- (4) 着陸地点が乾燥しているときは、砂じんの飛散を防止するための散水を行うこと。
- (5) 駐機中の航空機、燃料等の警戒を行うこと。
- (6) 消火器を準備しておくこと。

第5 点検整備（第30条関係）

航空機の点検整備については、警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号）に定める要領に従って実施するほか、国土交通省航空局発行の耐空性改善通報及び民間航空会社が発行する整備通報に該当する点検整備事項がある場合は、遅滞なく点検整備を行うなど、その徹底を図らなければならない。

第6 備付簿冊（第32条関係）

「その他必要な簿冊」とは、日常点検簿及び定時点検簿とし、その様式は、航空隊長が警備課長の承認を得て定めるものとする。

別表（第3関係）

航 空 機 搭 乗 者 心 得

離 陸 前	1 機長と飛行に関する打合せを行い、使用目的及び飛行経路の変更は要求しないこと。 2 搭乗準備は、離陸30分前に完了すること。 3 みだりに機体に触れないこと。 4 機体の付近で喫煙しないこと（機体から30メートル以内は、火気厳禁）。 5 携行品のある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。 6 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。 7 高血圧、風邪等で身体に異常のある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。 8 用便は必ず済ませておくこと。 9 必ず係員の指示に従って行動すること。 10 回転翼（主ローター及び尾部ローター）に注意すること。
飛 行 中	1 自分の体に合わせてベルトを調整すること。 2 装備品にみだりに手を触れないこと。 3 機長の許可なく喫煙したり、座席から移動しないこと。 4 無線通信は、機長の許可を得て行うこと。 5 操縦者に必要以外のことを話しかけないこと。 6 機外には絶対に物を捨てないこと。 7 ドア開閉装置には絶対に手を触れないこと。 8 飛行中、酔ったり、身体に変調が生じたときは、速やかに機長に申し出ること。
着 陸 後	1 忘れ物がないか確認すること。 2 機長の許可なく、ドアを開けたり、降りたりしないこと。 3 降りるときは、係員の指示に従って機体の前方から離れること。 4 装備品等の返納があるときは、係員に確実に返納すること。